

パートナーシップ証明の取得をご検討の方

- 渋谷区パートナーシップ証明【概要版】
- 渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き
- 渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き
- パートナーシップ証明についてのよくあるご質問

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/partnership.html>

必要書類の準備ができたなら申請へ。パートナーシップ証明の発行・交付は
渋谷区役所住民戸籍課窓口（渋谷区宇田川町1-1 区役所本庁舎3階 暮らしの手続きのフロア）
 月～金曜日（祝日、年末年始を除く） 8時30分～17時



パートナーシップ証明に関する相談窓口

問合せ・予約 **03-3464-3395**

- 取得に関する相談・・・アイリス 火～日曜 9時～17時（第3日曜日、祝日の翌日、年末年始を除く）
- 弁護士による公正証書作成等の相談・・・
法律相談 第2,4火曜 13時～16時 事前予約制
 パートナーシップ証明に必要な公正証書についてなど ひとり（1組）50分



その他 LGBTQ支援の取り組み

- **LGBTQ にじいろ電話相談**
 第2,4土曜 13時～16時 当日電話 **03-3464-3401**
 人間関係、職場や学校の困りごとなど本人や家族が抱えるモヤモヤについて ひとり30分
- **「しぶやレインボー宣言」POP**
 LGBTQが安心して暮らし、働ける社会づくり推進のため、支援の輪を可視化・拡大することを目的に、条件を満たしたLGBTQアライ宣言を行う区内企業・事業所・店舗に対してPOPを交付しています。

「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」について

パートナーシップ証明が制度として盛り込まれている条例を詳しく紹介しているページです。
<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/jorei-toshin/lgbt.html>



相談及び苦情への対応

条例及び区が実施する人権を尊重し差別をなくす社会を推進する施策に関しての相談
 または苦情の申し立てはアイリスで受け付けます。

発行

渋谷インクルーシブシティセンター＜アイリス＞ ☎ 03-3464-3395
 渋谷区桜丘町23-21 渋谷区文化総合センター大和田8階
<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/shisetsu/bunka/oowada/iris.html>



2026年6月改訂

【概要】渋谷区パートナーシップ証明について

渋谷区では、「渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例」(以下「条例」)に改正し、「多様な個人を尊重する差別のない社会の実現」を掲げています。

いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念のもと、何人も個人として平等に尊重され、自己の意思と責任により多様な生き方を選択でき、社会の対等な構成員としてあらゆる分野に参画できることが実現する社会を目指していきます。

パートナーシップ証明書（以下「証明書」）は条例に基づき、法律上の婚姻とは異なるものとして、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える二者間の社会生活関係を「パートナーシップ」と定義し、条例においてパートナーシップの関係にあることを確認、証明するものです。



令和6年4月から
 戸籍上の性別が異なる
 カップルも制度が利用
 できるようになりました！

渋谷民および事業者の皆様へ

渋谷区が人権尊重のまちとして発展していくためには、渋谷のまちに係る全ての人が、個人として平等に尊重され、差別意識にとらわれることなく自己の意思と責任により多様な生き方を選択できる社会を実現していかなければなりません。

渋谷民*及び事業者の皆様には、条例に基づく制度の趣旨をご理解いただき、その社会活動の中で、パートナーシップ証明へ最大限のご配慮をお願い申し上げます。

また、区内の公共的団体等の事業所及び事務所の皆様については、業務の遂行に当たり、パートナーシップ証明を十分に尊重し、公平かつ適切な対応をお願い申し上げます。

*渋谷民

区に住む人、区で働く人、区で学ぶ人、区を訪れる人その他の区に関わる様々な人のこと
 （渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例 第2条第1号に規定）

ちがいを
 ちからに
 変える街。



渋谷区
 Shibuya City

証明書の交付を受けた者の義務等	証明に当たっての確認事項	パートナーシップ証明を行う場合の確認に関する特例
● 条例の趣旨に従って証明書を使用すること ● 当時者の一方又は双方が、渋谷区から転出したとき（当事者の一方が、転勤又は親族の疾病等のやむを得ない事情により、一時的に渋谷区外へ住所を異動する場合を除く）や、死亡したときは、証明書の返還の届出を行い、証明書を返還すること ● パートナーシップが解消された場合には、当事者の一方又は双方は、パートナーシップ解消の届出を行い、証明書を返還すること ● 区長は、証明書を不正に利用したことがわかったときは、当該証明を取り消し、証明書を返還しなければならない	1 任意後見契約に係る公正証書 相互に相手方を任意後見受任者として、2通作成 ※任意後見契約とは、「任意後見契約に関する法律」に基づき、本人の判断能力が不十分となったときの自分の生活、療養看護および財産の管理に関する事務について、任意後見受任者（任意後見契約の効力が生じた後は「任意後見人」）に代理権を付与する委任契約（任意後見契約）をあらかじめ締結しておき、本人の判断能力が不十分となった場合に、任意後見人が契約に基づいて本人の生活を守ることを目的としたもの 2 合意契約に係る公正証書 共同生活を営むに当たり、次の事項が明記された公正証書の作成 ● 二人が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること ● 二人が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと ※上記以外に必要な事項を明記することも可能	条例第10条第2項ただし書に基づき、二人のうち一方又は双方が①～④のいずれかに該当するとき、ア及びイの内容を「合意契約に係る公正証書」に明記することで、「任意後見契約に係る公正証書」による確認に代えて証明を行うことが可能 ① 相手方以外の者と任意後見契約を締結し、又は締結しようとしており、かつ、相手方がこれに合意しているとき ② 性別の取扱いの変更の審判を受ける前の性同一性障害者で、審判を受けた後、婚姻することを当事者間で合意しているとき ③ 生活又は財産の形成過程であり、任意後見受任者に委託する事務の代理権の範囲を特定することが困難であるとき ④ その他区長が合理的理由があると認めるとき ア 当事者の一方の身体能力又は判断能力が低下したときは、相手方当事者は、当該人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を可能な限り援助し、当該人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況を配慮すること イ 当事者間で必要が生じたときは速やかに、任意後見契約に係る公正証書を作成すること

	渋谷区パートナーシップ証明 取得までの流れ			
	① ひな形／手引き ダウンロード	② 合意契約 任意後見契約 公正証書作成	③ 申 請	④ 交 付
TODO	ひな形／手引きをダウンロード(区HP) 取得に関する相談は、アイリスへ	公証役場へ日時を確認 渋谷区パートナーシップ証明に必要な 公正証書を作成したい旨を伝え、公証人と相談しながら作成	2人で窓口へ(予約不要)	どちらか1人でも受取可(郵送不可)
場所	渋谷インクルーシブシティセンター＜アイリス＞ (桜丘町23-21渋谷区文化総合センター大和田8階)	全国の公証役場 http://www.koshonin.gr.jp/list	区役所 3 階住民戸籍課窓口 (宇田川町1-1)	区役所 3 階住民戸籍課窓口 (宇田川町1-1)
必要書類等	手引きは2種類 ◆ 渋谷区パートナーシップ証明発行の手引き ◆ 渋谷区パートナーシップ証明 任意後見契約・合意契約公正証書作成の手引き	合意契約および任意後見契約公正証書の文案 ※特例として「合意契約」のみで申請可 任意後見契約には印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票 合意契約には印鑑登録証明書 (すべて発行3か月以内)	戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(発行3か月以内)各自 ※外国人の方は配偶者がいないまたは他者とのパートナーシッ プがない旨の宣誓供述書を申請時に記入、提出 公正証書の正本または謄本	受付票兼証明書交付引換証
本人確認書類	1.証明取得全般に関しての相談 事前相談 来館/電話 (随時、開館日※9-17時の間) 2公正証書作成・ライフプランニングに関する相談 アイリス法律相談 (第2,4火曜、要事前予約)	次の①～④のいずれか ①運転免許証と認印 ②パスポートと認印 ③印鑑登録証明書(3か月以内)と実印 ④マイナンバーカードと認印	次の①～④のいずれか(写真付のもの) ①運転免許証 ②パスポート ③マイナンバーカード ④在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書) ※写真付き書類がない方は、健康保険証と年金手帳など複数点で確認	申請時と同じ
費用	相談は無料 予約・お問合せ アイリス ☎ 03-3464-3395 ※火～日(第3日曜日、祝日の翌日、年末年始を除く)	標準（任意後見契約公正証書／合意契約公正証書） …約70,000円 (公証役場の手数料、印鑑登録証明書など必要費用込みの一般的な目安、内容増により+α)	・ 戸籍謄本一通450円	・ 証明手数料300円 ・ 交付済証明手数料300円
その他留意点	◆ 取得要件の確認(両名ともに) □ 渋谷区に居住しかつ住民登録している □ 18歳以上である □ 配偶者及び相手方当事者以外のパートナーがいない □ 近親者でない	◆ 作成には少なくとも2回は2人で出向く必要あり ◆ 区の定める要件に加え、他内容を盛り込むことも可 ◆ 公証役場の混み具合により日数がかかる場合あり ◆ 各公証役場へ要事前確認 ◆ 証明書取得に必要な公正証書作成の費用一部助成の制度あり	◆ 月～金(祝日、年末年始を除く)8時30分～17時 ◆ 希望に応じて個室対応可 ◆ 発行される証明書は1通 ◆ 発行される証明書は1通 職場等で提出が必要な際は「交付済証明書」を申請（証明書の申請と同日に申請可） ◆ 交付済証明書を後日申請する場合は、即日交付ができないため後日郵送 ◆ パートナーシップ証明書に記載の「証明日」は申請日より後の日付	